

景観計画区域 (景観計画重点区域を除く)

次の表に該当する建築物等の新築、増築、改築もしくは移転、外観の変更をすることとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更、及び開発行為(但し、軽微なものは除く)

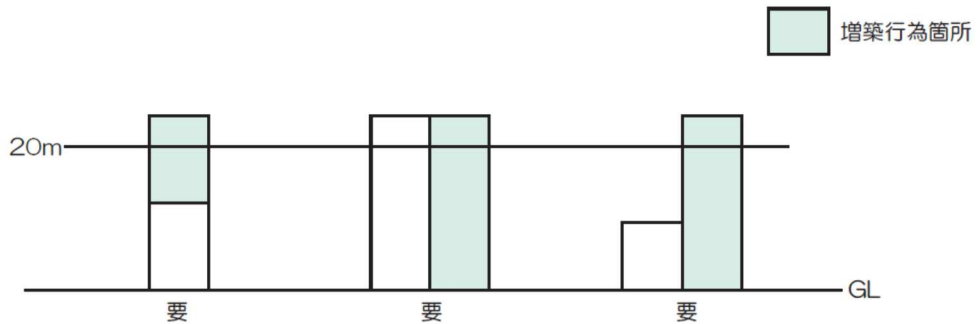
建築物

高さ	建築面積	最長部の長さ
20mを超える	1,000㎡を超える	50mを超える

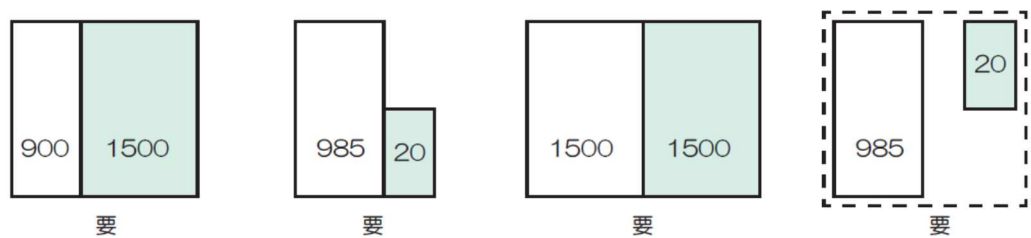
(注:但し、行為に係る部分が高さ5m以下かつ床面積・行為面積が10㎡以下の場合を除きます)

○対象となる建築物の例

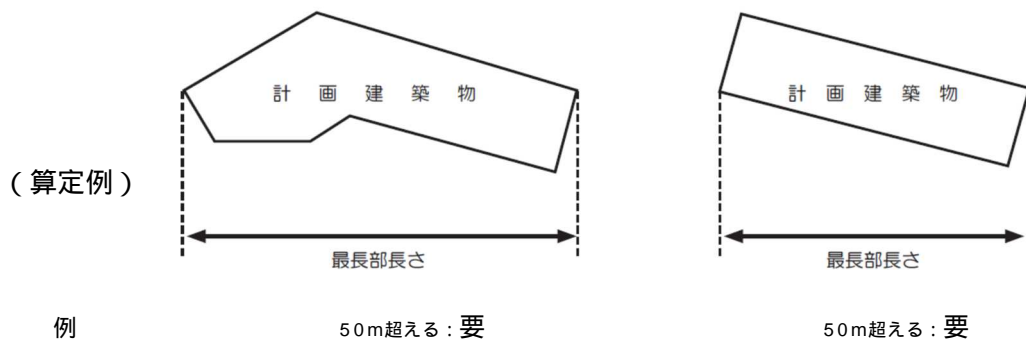
1. 高さ



2. 建築面積



3. 最長部の長さ: 水平方向の投影面の最長部の長さ

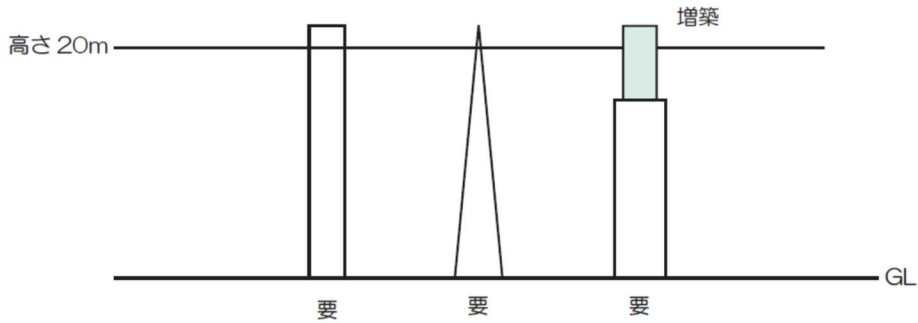


工作物

1.煙突 2.鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など、 3.装飾塔、記念塔など、 4.高架水槽、物見塔など、 5.ウォーターシュート、コースター、観覧車などの遊戯施設、 6.コンクリートプラント、クラッシャープラントなどの製造施設、 7.自動車車庫の用途に供する立体的な施設、8.飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設、 9.汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設、 10.電気供給又は有線電気通信のための電線路等 11.メッシュフェンス、目隠しフェンスなどのほか、市長が指定するもの		
高さ	築造面積	最長部の長さ
20 mを超える	1,000 m ² を超える	50 mを超える

(注：但し、行為に係る部分が高さ5 mを以下かつ床面積・行為面積が10 m²以下の場合は除きます)

○対象となる工作物の例



都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

次の表に該当する土地において、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う以下の土地の区画形質の変更

開発区域面積	300 m ² 以上
--------	-----------------------

○対象となる開発行為の例

- ・切土盛土等によって、土地の形状を物理的に変更するもの
(法面、擁壁などを設ける場合や、土石等の採取を行うものを含みます)
- ・土地の区画を変更したり土地の利用目的を変更して、景観に影響を及ぼすもの

景観計画重点区域

景観計画重点区域においては、すべての建築物、次の表に該当する工作物、開発行為または宇治市景観計画で定めるその他の行為について届出が必要となります（但し、軽微なものは除く）

建築物

すべての建築物（地下に設ける建築物の建築を除く）

（注：但し、行為に係る部分が高さ5 m以下かつ床面積・行為面積が10 m²以下の場合は除きます）

工作物

1. 高さ6 mを超える煙突、
2. 高さ15 mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など、
3. 高さ4 mを超える装飾塔、記念塔など、
4. 高さ8 mを超える高架水槽、物見塔など、
5. ウォーターシュート、コースター、観覧車などの遊戯施設、
6. コンクリートプラント、クラッシャープラントなどの製造施設、
7. 自動車車庫の用途に供する立体的な施設、
8. 飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設、
9. 汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設、
10. 電気供給又は有線電気通信のための電線路等、
11. 上記のほか市長が指定するもの

なお、精算機、自動販売機などを設置される前には、ご相談ください。

（注：但し、行為に係る部分が高さ5 mを以下かつ床面積・行為面積が10 m²以下の場合は除きます）

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

開発区域面積	300 m ² 以上
--------	-----------------------

その他の行為

垣、さく、塀又は擁壁の設置	道路その他の公共の場所から見えるもの
木竹の伐採	道路その他の公共の場所から見えるもの、 または高さが5 m以上の木竹を伐採するもの